

第 57 号議案

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

蒲郡市長 稲葉 正吉

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

(蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例（平成27年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

(蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年蒲郡市条例第3号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例（昭和41年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

（蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に、「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

第8条の2第9項第4号中「除く」の次に「。第11項第2号において同じ」を加え、同条第11項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「及び」を「若しくは」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

附則第12項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

（蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第6条 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表傷病補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」を削り、同表障害補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」を削り、同表遺族補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第1条の規定による改正後の蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年

金」とする。

- 4 第6条の規定による改正後の蒲郡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「改正前国共済法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」と、同表障害補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により改正前国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」と、同表遺族補償年金の項中「遺族基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により改正前国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）」とする。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第6条の規定による改正後の蒲郡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「被用者年金一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」と、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害厚生年

金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」と、同条第5項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」とする。